

仕 様 書

1 名称

本庁舎高層棟 5 階執務室内監視カメラ等賃貸借【長期継続契約】

2 業務の目的

情報システム課が新庁舎へ移転することに伴い、新庁舎の情報システム課執務室内に監視カメラを設置することで、同室内に常駐している部門システム事業者による情報漏洩等の事故を防止するとともに、万が一、事故が発生した際の検証を行うため。

3 賃貸借期間

令和 5 年 3 月 1 日 ～ 令和 1 0 年 2 月 2 8 日（6 0 か月）

4 賃借料の支払い

(1) 支払い期間及び回数

月ごとに完了払いとする。

(2) 支払額

本契約に要する費用の総額を 6 0 等分した額とする。

5 賃貸借物件

賃貸借物件名	型番	数量
屋内全方位カメラ	WV-S4150 又は同等品	10 台
ネットワークレコーダー	WJ-NX200/2 又は同等品	1 台
カメラ拡張キット	WJ-NXE20JW 又は同等品	2 台
PoE 給電スイッチングハブ	PN261293 又は同等品	1 台
23 インチモニター	FDF2307W 又は同等品	1 台
無停電電源装置	BN50T 又は同等品	1 台
HDMI ケーブル	HDM02AE 又は同等品	1 本
LAN ケーブル	Cat5e 以上	一式
たち下げモール		一式
既設貫通部補修材		一式
雑材 (LAN コネクタ等)	LAN コネクタは Cat5e 以上	一式

6 履行内容

- (1) リースによる監視カメラ等の調達及び設置
- (2) 監視カメラ等の保守
- (3) 契約期間満了時の監視カメラ等の撤去

7 運用開始

運用開始は令和5年3月1日とするが、運用開始前に監視カメラ等が設置された場合には、発注者は試験運用することができるものとし、試験運用期間の賃借料は発生しないものとする。

8 納入（保管）場所

千葉県情報システム課及びサーバ室

(千葉県中央区千葉港1-1 千葉県役所本庁舎高層棟5階)

9 物品の仕様

- (1) 監視カメラ及びレコーダーに係る仕様
 - ア 全方位カメラを4画に分割し、それぞれの動画をデータとして保存できること
 - イ 保存した動画データは、USB記録媒体に容易にコピーできること
 - ウ 動画データの解像度は1600×1200以上を有することとし、マイクロソフト社製Windows10以降に標準搭載されているソフトウェアで再生できること
 - エ 動画データは、レコーダーに1か月以上保存すること
 - オ 上記エの保存期間が経過した動画データは、自動で新しい動画データに上書きされること
 - カ レコーダーの記録媒体は、ミラーリング等により冗長性を持たせること
- (2) モニターに係る仕様
 - ア モニターサイズは23型以上とし、解像度は1920×1080以上を有すること
 - イ 非光沢加工されたIPSパネルを採用していること
 - ウ 可能な限り、レコーダーの直上に配置すること
- (3) 無停電電源装置に係る仕様
 - ア 停電時に、自動でレコーダーを安全にシャットダウンできる機能を有するか、停電から概ね3分後にレコーダーのシャットダウン操作を行っても、余裕を持って電源をオフできる蓄電池の容量を有すること
 - イ 経年劣化等により蓄電池の交換が必要になった場合、受注者の負担により、新品の蓄電池に交換すること

10 設置業務

- (1) 受注者は、機器の設置に関して、関係法令を厳守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、関係法令の適用及び運用は受注者の責任において行うこと

- (2) 監視カメラは、発注者が指定した場所に設置すること
- (3) レコーダー、モニター及びスイッチングハブは、サーバ室内の発注者が指定した場所に設置すること
- (4) 監視カメラは、P o E 給電に対応したLANケーブルにより、天井ころがしにてサーバ室内のスイッチングハブと接続すること
- (5) サーバ室への天井からのLANケーブル引込みは、発注者が指定した場所から行うこと
- (6) (5) で引き込んだLANケーブルは、天井から床上まではモール等で隠蔽し、保護すること
- (7) 設置工事は、発注者の指定する日時で行うこと（令和5年2月下旬頃を予定）

1 1 保守業務

- (1) 受注者は、監視カメラ等の設置後から契約終了までの間、監視カメラ等が正常な状態で使用できるように管理すること。
- (2) 受注者は、監視カメラ等の不具合について発注者から連絡を受けたときは、速やかに状況を確認し、発注者へ報告すること。その確認の結果又は(2)の点検の結果、監視カメラ等の修繕や交換が必要になった場合は、7日以内に復旧完了することを原則とする。
- (3) (2)の修繕や交換について、発注者と受注者との協議において、監視カメラ等の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の負担により修繕等を行い、それ以外の場合、並びに落雷や原因不明の事故による不具合の場合は、受注者の負担により修繕等を行うこと。
- (4) 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償すること。(その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除く)

1 2 発注者への必要書類の提出

提出時期	提出物（様式は原則として任意とする）	提出物
設置前	ア 作業計画書 イ 取付図 ウ 位置図、撮影方向図 エ 監視カメラ等の仕様書 オ 取扱説明書 カ 主任技術者選任届及び主任技術者経歴書	電子データ
設置後	・設置完了図書	電子データ
毎月	・完了報告書	紙1部
適宜	・契約書に記載されたその他書類 ・その他、必要に応じて発注者が指示する書類	—

1 3 契約期間満了時の監視カメラ等の撤去

- (1) 契約期間満了に際し、本契約で設置した賃貸借物件を全て撤去すること。ただし、発注者との契約により本契約で設置した監視カメラをそのまま使用する場合は、この限りでない。
- (2) (1) で撤去した賃貸借物件を処分する際には、法令に則り適切に対応すること。
- (3) 撤去後は、賃貸借物件の設置跡について、全て原状回復すること。ただし、発注者が原状回復を要しないと指定した場所については、この限りでない。
- (4) レコーダーに内蔵されている記憶媒体は、受注者にてデータを消去後、データ消去証明書を発行し、発注者に提出すること。
- (5) (4) が困難な場合は、発注者立会いのもと、受注者にて記憶媒体を復元不可能なレベルに物理破壊すること。なお、破壊した記憶媒体は、受注者にて処分すること。

1 4 共通事項

- (1) 秘密の保全
本賃貸借に係る一連の業務において知り得た情報は、本件事業以外の目的で利用し、または第三者に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (2) 法令等の遵守
本事業の実施に当たっては、本仕様書に基づくほか、国内法及び次に示す基準等を遵守すること。
また、これらの適用を受けないものであっても、他に基準規格があるものについては、当該規格に準拠すること。
ア 日本工業規格（J I S）、国際基準規格（I S O）
イ 日本電気規格調査会基準規格（J E C）
ウ 電気設備技術基準
- (3) その他
この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、決定する。